

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 6月23日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

鳥取県公安委員会規則第 6 号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年年鳥取県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（軽車両の積載制限）</p> <p>第 8 条 法第57条第 2 項の規定による軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 2 輪又は 3 輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ <u>16歳以上の運転者は、ア及びイの規定にかかわらず、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定めるところにより 6 歳未満の者（以下「幼児」という。）を乗車させることができる。</u></p> <p><u>（ア）幼児二人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び 2 の幼児用座席（幼児を乗車させるための乗車装置をいう。以下同じ。）を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。以下同じ。）を除く 2 輪又は 3 輪の自転車を運転する場合 1 人（ひも等で確実に背負う 4 歳未満のもの又は幼児用座席に乗車させるものに限る。）</u></p> <p><u>（イ）幼児二人同乗用自転車を運転する場合 2 人（ひも等で確実に背負う 4 歳未満のもの（1 人に限る。）又は幼児用座席に乗車させるものに限る。）</u></p> <p>（2）～（4） 略</p>	<p>（軽車両の積載制限）</p> <p>第 8 条 法第57条第 2 項の規定による軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 2 輪又は 3 輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。<u>ただし、16歳以上の運転者が乗車装置を備えるものに 6 歳未満の者 1 人を乗車させる場合はこの限りでない。</u></p> <p>イ 略</p> <p>（2）～（4） 略</p>

附 則

この規則は、平成21年 7月 1日から施行する。